

米軍属による強制性交等未遂事件に関する意見書

去る7月30日、沖縄県警は、今年4月に本島中部の路上において女性に性的な暴行を加えようとしたとして、米軍属の男を強制性交等未遂の容疑で逮捕した。このような行為は、被害者への肉体的、精神的な苦痛だけでなく、人間としての尊厳を踏みにじるものであり、静かな住宅街における凶悪事件の発生に県民にも大きな不安と怒りが広がっている。

本県議会はこれまで、平成28年4月の元海兵隊軍属による女性暴行殺害事件をはじめ、平成31年4月の米海軍兵による女性殺害等の事件が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきたところであり、今年1月の米海兵隊員による強制わいせつ事件に関しても抗議決議を可決し厳重に訴えたばかりである。

それにもかかわらず、またしてもこのような凶悪事件が発生したことは、事件の再発防止に向けた米軍の管理体制の強化や取組が徹底されていないことの現れであり、事件・事故が後を絶たない現状においては、米軍が県民のよき隣人であろうとする姿勢そのものに対して強い不信感を抱かざるを得ない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を策定し県民に示すこと。
- 3 日米地位協定の対象者である軍属等に対しても夜間外出を規制すること。
- 4 「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」の在り方を含め、即応性のある実務者協議の場を設けること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月19日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て